

東大和市緑化基金条例の一部を改正する条例

東大和市緑化基金条例（昭和60年条例第8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東大和市環境緑化基金条例

第1条中「東大和市内の緑化推進及び緑地保全」を「環境にやさしいまちづくりに資する自然環境の保全、環境負荷の低減等」に、「東大和市緑化基金」を「東大和市環境緑化基金」に改める。

第2条を次のように改める。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次のとおりとする。

(1) 前条の趣旨に適合する寄附金の額

(2) 一般会計予算で定める額

第5条の見出しを「(繰替運用)」に改める。

第6条中「緑化推進及び緑地保全に関する経費に充てる」を「次の各号のいずれかに掲げる」に、「基金の」を「その」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 自然環境を保護するための財源に充てるとき。

(2) 市街地の緑化を推進するための財源に充てるとき。

(3) 資源の循環を推進するための財源に充てるとき。

(4) 環境負荷の低減を図るための財源に充てるとき。

(5) その他第1条の趣旨に適合する事業の財源に充てるとき。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。